



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 サトレストランシシステムズ株式会社  
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝  
(コード番号 8163 大証第 1 部)  
問合せ先 取締役兼執行役員 寺島 康雄  
(TEL 072-227-5901)

## 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 40 期定時株主総会において、株主の皆様から、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）についてご承認をいただいておりますが、現プランの有効期間は、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 43 期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社取締役会は、現プランの導入後も、社会情勢の変化、買収防衛策を巡る諸々の動向及び様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含めてそのあり方について引き続き検討してまいりました。

かかる検討の結果、本日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応方針を「本プラン」といいます。）し、本総会の日から 3 年間（平成 26 年 3 月期に関する定時株主総会の終結の時まで）継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本プランにおける現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 対抗措置の発動を決定した後または発動後においても、発動の前提となった事実関係等に変動が生じ、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に諮問したうえで、対抗措置の停止または変更を行う手続きを定めました。
  - ② 意向表明書における使用言語を日本語とすることを明記しました。
  - ③ その他、現プラン導入以降の法令等の改正等を踏まえ、文言等の所要の修正を行いました。
- なお、社外監査役 2 名を含む 3 名の当社監査役全員は、本プランに賛成しております。

### 1. 当社の企業価値及び株主利益向上に向けた取組み

#### (1) 当社のフィロソフィー（企業哲学）

当社は、当社創業者が、昭和 33 年 11 月に法善寺横丁に飲食店「すし半」を開店し、すしと素材盛り沢山の鍋を安価で提供することにより「働く者の鍋屋」として絶大なご支持を頂いたことに始まります。以来、今日まで、お客様の食生活への貢献を企業目的として、和食レストランチェーン「和食さと」「すし半」「さとすし半」を中心にして、取り組んで参りました。

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』というフィロソフィー（企業哲学）の下、

『DREAM【夢みる】 パートナーと共に、夢の実現をめざします。』

『ENJOY【楽しむ】 カスタマーと共に楽しさを分かち合います。』

『LOVE【愛する】コミュニティーを愛し、人びとと共に生きます。』

という3つの経営理念を掲げています。レストランとしてお客様をはじめ地域社会に親しまれる経営を心がけるとともに、従業員との協働を通じて、食を通じた社会への貢献を実現するべく、日々の企業活動の担い手である従業員との信頼関係の構築に努めており、かかるフィロソフィー（企業哲学）の下、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく日々経営努力を重ねております。

## （2）企業価値・株主共同の利益向上のための中長期的な取組み

当社は、人びとが生きていく上で不可欠な「食」を事業の柱とし、潤いのある、楽しい食事の機会を提供することを通じた豊かな暮らしの実現を企業活動の目的としています。

当社は、企業価値・株主共同の利益向上のための施策として、同業他社に先駆け、以下のとおり、①「安全・安心」、②「環境問題」、③「企業環境整備」に取り組んでまいりました。

### ① 安全・安心への取組み

当社は、食の安全・安心とはなにか、外食産業としてどう取り組むべきかを真摯に考え続けてまいりました。その答えのひとつとして、平成12年2月、「安心宣言」を行い、平成15年11月、小冊子『『安全』『安心』への取組み』を発行しております。

### ② 環境問題への取組み

当社は、経営の重要な柱にコンプライアンスを挙げ、環境保全についても「環境基本法」をはじめ環境への負荷が低減される社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」それらに基づく「リサイクル関連7法」「エネルギー使用合理化法」など様々な法令を遵守しております。

### ③ 企業環境整備への取組み

当社は、経営理念にも謳っている「仕事を通じて夢を実現できる会社」を目指し、互いの人権や人格、価値観を尊重した安全で働きやすい職場環境の整備に努めております。

また、当社は、地域においてなくてはならない企業たるべく、適正な利益を確保しつつも、様々な事業活動を通じて社会の繁栄を実現するべく努力を重ねて参りました。今後もかかる事業活動の積み重ねにより、「最も顧客に信頼される和食レストラン」の実現を図り、社会から真に必要とされる企業を目指し成長を続ける所存です。

さらに、当店をご利用頂くお客様に、より当店への理解と愛着を深めて頂き、ひいては当社の株主としてのご支援を頂くことを念頭に、個人株主の形成に向けて株主優待の充実を初めとする株主への利益還元にも取り組んでおります。

## （3）コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社のフィロソフィー・経営理念を具現化するため、経営環境の変化に迅速に対応し得る効率的な職務執行体制及び経営管理体制ならびにステークホルダーに支持される公正なコーポレート・ガバナンス体制を構築・維持することが重要な施策であると位置付けており、以下のような経営機構及び内部統制システムを整備しております。

### ① 経営機構

当社の取締役は5名と少数にすることで取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図っております。また、業務執行のスピードアップを狙いとした執行役員制度を導入しております。

取締役会は業務執行の最高の意思決定機関として、経営の重要事項の意思決定ならびに取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。また、取締役の任期中の経営判断の的確性と職務執行の責任を明確にするため、取締役（執行役員も同様）の任期を1年としております。

### ② 内部統制システム

当社は、内部統制システムについての具体的な取組みとして、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員に対しては「役員倫理規範」、従業員に対しては「従

業員規範」を制定するとともに、コンプライアンスに関する手引きによる啓発や各種研修及び諸会議において指導する等により、役員・従業員一人ひとりが法令遵守及び高い企業倫理に基づいて企業活動を推進しております。また、従業員がコンプライアンスの観点から判断に迷った場合や不正行為を発見した場合等のヘルプライン(相談窓口)の受付も行ってあります。さらに、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、その方針・指導・支援のもと、各本部各部において、内部統制システムの整備及び適正な運用を進める等内部統制システムの強化を図っています。

#### (4) 株主に対する利益の還元について

当社は、常に株主への利益還元を意識した経営を行っており、安定した業績を積み重ね、株主への安定的な配当を実施することを第一に考えております。一方で、絶えず変化する環境に対応するための投資が、社会の繁栄に役立つ様々な事業活動を推進し、当社の安定的な成長を実現するためには必要不可欠です。このように、一定の内部留保を投資に用いることが当社の競争力の維持強化には必要であり、それらを株主の利益につなげていくことを経営の最大の目標としています。

## 2. 本プランの目的及び必要性

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上記の通り、当社のフィロソフィー（企業哲学）ならびにこれに基づき築きあげられた企業価値は、当社が中長期的に発展する基礎となるべきものと考えています。

また、当社の経営にあたっては、外食産業に関する永年に亘る技術の蓄積と経験ならびに当社のお取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社が事業を行っている地域におけるお客様との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。

さらに、当社は、地域社会において潤いのある、楽しい食事の機会を提供するという地道な努力・実績の積み重ねこそが企業価値の拡大を導くものと考えており、とりわけ、短期的な目先の利益追求ではなく、腰を据えて社会の繁栄に役立つ様々な事業活動の推進等の中長期的に企業価値向上に取り組む経営こそが、株主の皆様全体の利益の拡大に繋がるものと考えております。

当社が携わる外食産業は、人びとが生きていく上で不可欠な「食」を担うものであり、食の安全を十分に意識して取り組んでいく必要があります。このような取り組みと実績の積み重ねは、当社の更なる飛躍の基礎であり、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であり、当社の財務及び事業の方針の決定は、このような認識を基礎として判断される必要があります。

### (2) 本プランの必要性

以上のように、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

もとより、当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の事業及び経営の方針に直ちに大きな影響を与えうるものであるところ、大規模買付行為の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共

同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があるという結論に至りました。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、株主総会においてご承諾いただくことを条件として、当社及び当社株主全体の利益のため、以下の内容の事前の情報提供等に関する一定のルールとして本プランを設定しておくことが不可欠であると考えます。

なお、平成23年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙5「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、特定の第三者からの当社株式の大規模買付の申入れ、打診等の事実はございません。

### 3. 本プランの内容（別紙1参照）

#### (1) 本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に規定する保有者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)

または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計

をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### (2) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プラ

ンに従う旨及び大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した意向表明書をご提出いただくこととします。

かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（調達スキームを含みます。）、買付けの時期、取引の仕組み等
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
- ⑤ 当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及びその根拠
- ⑥ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑦ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（下記（4）に定義されます。）に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、速やかに開示します。

なお、本必要情報の言語は、追加的に提供いただくものを含め、日本語に限らせていただきます。

### （3）取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合）または 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

ただし、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会または独立委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、当社取締役会は、その決議により必要な期間内で取締役会評価期間を延長することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャル

アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

#### (4) 独立委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、現プランに引き続いて、当社から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します。

独立委員会は3名以上の委員により構成され、当社社外監査役及び外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします。(その概要につきましては別紙2を、本総会後に開催される取締役会において選任が予定されている独立委員会の委員につきましては別紙3をご参照下さい。)

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、独立委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

- ① 必要情報が不十分である場合に、大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること
- ② 当社の取締役会に対し、所定の期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること
- ③ 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること
- ④ 直接または当社取締役会等を通して間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと
- ⑤ 本プランの廃止または変更を取締役にに対して勧告すること
- ⑥ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、独立委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとします。

#### (5) 大規模買付者に対する対応方針

##### i. 大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害さないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

また、当社取締役会は、いったん対抗措置の発動を決定した後または発動後においても、大規模買付者が大量買付行為を撤回した場合、または独立委員会の勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に対して対抗措置の停止または変更を諮問したうえで、対抗措置の停止または変更を行うことがあります。この場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ii. 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

### (6) 対抗措置の具体的内容

上記(5)により、取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や独立委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で判断します。

具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けます。

## 4. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、または大規模買付者の買付提案が当社の企業価値もしくは株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様(大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられる新株予約権を発行する場合の概要については別紙4記載のとおりです。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

## 5 . 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は、3年間（本総会終結時から平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とします。本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については定時株主総会の承認を経ることとします。

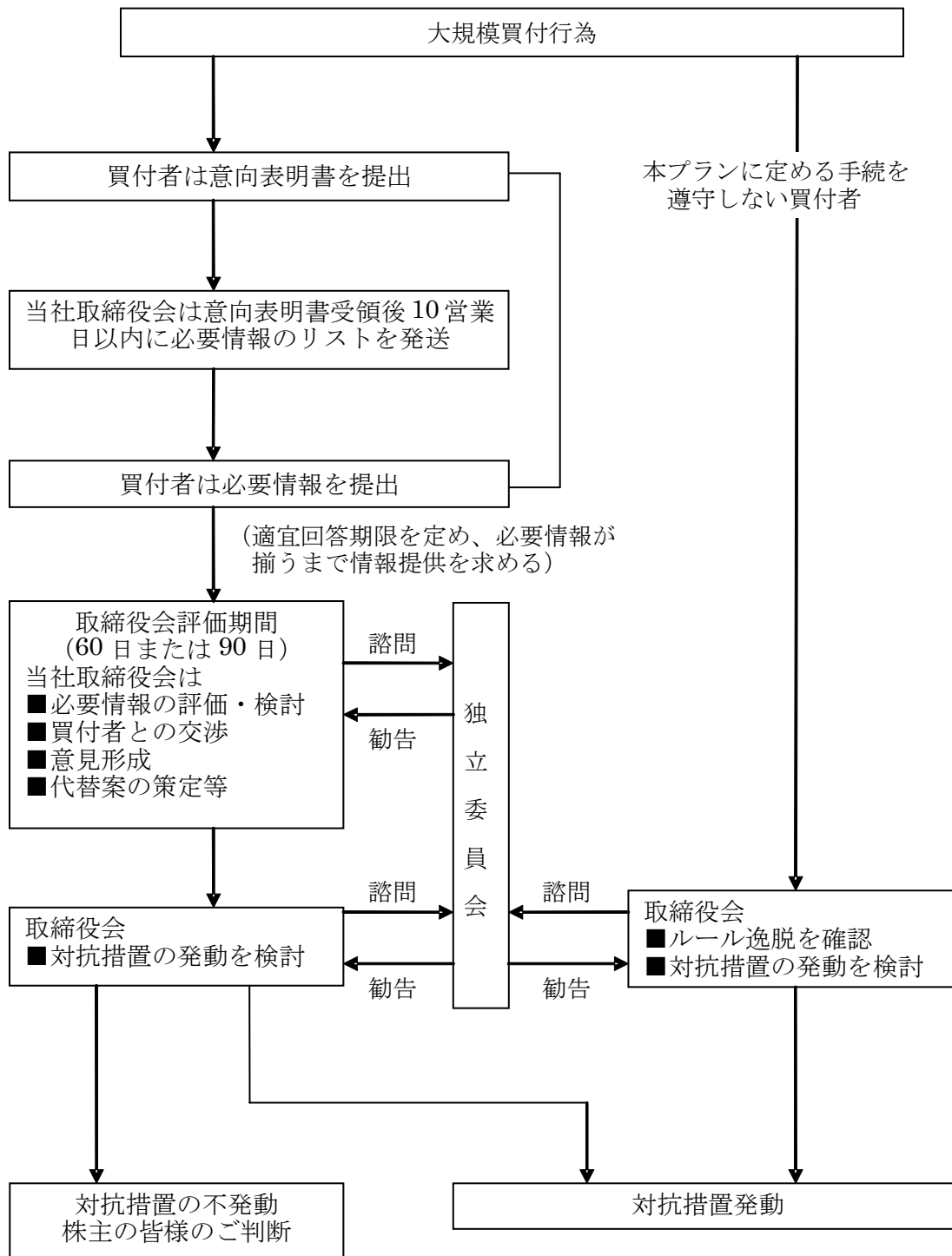
なお、株主の皆様からご賛同をいただいた場合であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止させることが可能です。

当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所そのほかの公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ、本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示いたします。

以 上



本プランの概要



## 独立委員会の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した地位にある当社社外監査役及び外部の有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、外部の有識者とは経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、決定を行うにあたって、当社企業価値及び当社株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置の発動
  - ② 買収提案者との交渉に基づく新株予約権の消却、発行中止その他の対抗措置の廃止
  - ③ 発動した対抗措置の停止または変更
  - ④ 前3号に準じる重要な事項
  - ⑤ その他、当社取締役会が独立委員会に勧告を求める事項
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会の委員の氏名及び略歴

- |      |              |                                      |
|------|--------------|--------------------------------------|
| (氏名) | 鈴江 勝         |                                      |
| (略歴) | 昭和 46 年 4 月  | 大阪弁護士会登録                             |
|      | 昭和 49 年 8 月  | 阪神法律事務所開業<br>同代表 (現任)                |
|      | 平成 8 年 6 月   | 当社監査役 (現任)                           |
| (氏名) | 竹山 明宏        |                                      |
| (略歴) | 昭和 60 年 1 月  | 公認会計士竹山明宏事務所開業<br>同代表 (現任)           |
|      | 平成 8 年 6 月   | 当社監査役 (現任)                           |
| (氏名) | 住谷 栄之資       |                                      |
| (略歴) | 昭和 40 年 4 月  | 藤田観光株式会社入社                           |
|      | 昭和 44 年 10 月 | 株式会社WD I 入社専務取締役                     |
|      | 平成 12 年 4 月  | 株式会社WD I 代表取締役社長                     |
|      | 平成 16 年 9 月  | 株式会社キッズシティー・ジャパン<br>代表取締役社長兼CEO (現任) |

## 新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の発行総数  
新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日  
新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。
4. 新株予約権の目的となる株式の種類  
新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。
5. 新株予約権の目的となる株式の総数
  - (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める数とする。
  - (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。
6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。
7. 権利行使期間  
新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。
8. 譲渡制限  
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
9. 行使条件  
特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者及び本日時点で議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者を除く。）（以下、特定株主グループに属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者を総称して「特定株主等」という。）ではないこと等を条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

#### 10. 取得条項

当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または特定株主等以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

#### 11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以 上

## 当社の大株主の状況（平成23年3月末日現在）

1. 発行可能株式総数 100,000,000 株
2. 発行済株式総数 25,394,380 株
3. 株主数 13,724 名
4. 大株主

株主名	株数（千株）	持株比率（%）
重里 欣孝	2,836,542	11.3
重里 百合子	2,787,208	11.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,199,750	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	797,000	3.2
麒麟麦酒株式会社	600,000	2.4
株式会社みずほコーポレート銀行	542,750	2.2
キーコーヒー株式会社	308,000	1.2
サトレストランシステムズ従業員持株会	233,206	0.9
特定有価証券信託受託者ソシエテジェネラル信託銀行株式会社	231,000	0.9
日本興亜損害保険株式会社	210,000	0.8

- (注) 1. 当社は、自己株式 271,640 株を保有しておりますが、上記大株主からは除いておりません。
2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

以 上